

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第三条第一項ただし書中「設けるものとし」の下に「、第三項の規定により勤務時間を割り振る職員（埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、委員会規則の定めるところにより、週休日を設けることができ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、職員（委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について妨げないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）」を「委員会規則」に改める。

第五条及び第七条の二第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十二条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。）第五条第一項の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める」に、「除き、勤務日が引き続き委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が委員会規則で定める時間を超えないものに限る」を「除く」に改め、同条各号を次のように改める。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定の適用を受ける職員
日曜日及び土曜日を週休日（職員の勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下この号において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間を超えない範囲内で週を単位として委員会規則で定める期間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき委員会規則で定める時間の間において委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 職員の勤務時間条例第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。）第五条第一項の規定の適用を受ける職員
次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日（職員の勤務時間条例第三条第一項又は学校職員の勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をいう。ロにおいて同じ。）とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十分五分となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）

の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第三条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。